

令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の 申請にあたって

1 概 要

低炭素社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、事業所等における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、中小企業者等が再生可能エネルギー等の設備を導入する場合、これに要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者

次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 中小企業者等であって、滋賀県内に事業所等を有する事業者
- (2) 県税に滞納がない事業者
- (3) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあつては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあつては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

【参考】「中小企業者等」（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

3 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

県内の事業所等において、以下の再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業とします。なお、避難所となり得る福祉施設や医療施設は「福祉施設等」と定め、補助金の額等について優遇します。

◇本事業における「福祉施設等」とは

災害時において地域の避難所となり得る民間の福祉施設や医療施設等で、県内に所在し、かつ耐震性を有する、以下の①～③のいずれかに該当する施設とします。

①社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の社会福祉事業に規定される施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、障害者支援施設、救護施設 等

②医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定される病院および診療所

③市町から福祉避難所に指定（予定を含む。）されている施設

【対象設備】

①発電設備：太陽光発電（3kWh以上の蓄電池（車載用を含む。）併設）、風力発電、小水力発電、バイオマス発電

②熱利用設備：太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、下水熱利用、その他熱利用

③燃料製造設備：バイオマス燃料製造

④革新的なエネルギー高度利用技術：ガスコージェネレーション、燃料電池

⑤蓄電池（発電設備（太陽光発電を除く。）と併設または既設発電設備に接続する場合に限る。）

⑥次世代自動車+V2H（福祉施設等のみ対象。）

ただし、以下については補助対象外となります。

- ・過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新

◆留意事項

- ・補助対象経費は未着手のものに限ります。交付決定後に事業に着手してください。
- ・中古品への交換は対象となりません。
- ・滋賀県の他の補助金を受けて実施する場合は、補助対象外となります。

(2) 要件

- ①本補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は、1事業所あたり、年間3,600kWh以上自家消費する必要があります。ただし、余剰電力の売電は差し支えありません。
- ②バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先（複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先）との共同申請としてください。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請でも可とします。
- ③発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であることが必要です。ただし、県内に発注または施工できる事業者がいない場合は、この限りではありません。
- ④その他設備ごとに規模等の要件がありますので、別表（次頁）をご確認ください。

◇採択の判断基準

原則として、以下の事業を優先的に採択します。

- ・「福祉施設等」に該当する事業
- ・費用効率性の高い事業
- ・他の事業所の参考となるような新規性や独自性、創意工夫のある事業

◆留意事項

令和3年3月31日までに事業を完了（事業費の支出を含む。）する必要があります。

別表

補助対象設備		補助要件	補助限度額		
			中小企業者等	福祉施設等	
発電設備	太陽光発電 および蓄電池	(1) 蓄電池を同時設置すること※1 (2) 発電出力5kW以上であること (3) 蓄電池は総蓄電容量3kWh以上であること	発電出力1kWあたり 7万円を乗じて得た 額（上限100万円）	発電出力1kWあたり 10万円を乗じて得た 額（上限150万円）	
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること	100万円	150万円	
	小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること	200万円	300万円	
	バイオマス 発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること			
(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること					
(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと					
熱利用設備	太陽熱利用	(1) 集熱器総面積5㎡以上であること (2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること	200万円	300万円	
	バイオマス 熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること (2) バイオマスの調達見通しが長期間あること (3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと	200万円	300万円	
		地中熱利用			(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること (2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること
					下水熱利用
		その他熱利用			
	燃料製造設備	バイオマス 燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること (2) 薪、木炭の製造設備ではないこと	100万円	150万円
革新的な高度利用技術			ガスコージェネレーション	(1) 発電出力5kW以上であること	200万円
革新的な高度利用技術	燃料電池		200万円	300万円	
	蓄電池	(1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること※1 (2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること	蓄電容量1kWhあたり 5万円を乗じて得た 額（上限50万円）	蓄電容量1kWhあたり 7万円を乗じて得た 額（上限75万円）	
	次世代自動車 +V2H	(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること (2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること		150万円	

上記以外の要件

- (1) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費することとする。
- (2) バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先（複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先）との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。
- (3) 補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。
- (4) 以下の事業については、補助対象外とする。
過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新
- (5) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。

※1 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池（車載用を含む。）に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。

※2 その他熱利用については、個別の事業計画による判断とします。

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

◇「直接必要な経費」とは

本工事費、付帯工事費、設備費をいいます。

◆留意事項

- ・消費税および地方消費税は対象外です。
- ・既存構築物および設備の撤去に要する経費については、補助対象外となります。
- ・国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとする場合は、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額に補助割合を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）で、補助金額を算出してください。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税および地方消費税は除く。）に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とします。ただし、福祉施設等は1/2を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とします。

補助限度額は、設備ごとに規定しています。（1件あたり50万円から200万円。福祉施設等は75万円から300万円。）

ただし、太陽光発電および蓄電池（車載用を含む。）を導入する事業は、1kWあたり7万円（福祉施設等は10万円）を限度とします。また、蓄電池単体を導入する事業は、1kWhあたり5万円（福祉施設等は7万円）を限度とします。

（例1）出力10kWの太陽光発電および容量5kWhの蓄電池で補助対象経費400万円の場合
 $400 \text{万円} \times 1/3 \doteq 133.3 \text{万円}$ ですが、 $10 \text{ (kW)} \times 7 \text{万円} = 70 \text{万円}$ に該当するため、補助額は70万円となります。

（例2）（例1）の条件で、「福祉施設等」に該当する場合
 $400 \text{万円} \times 1/2 = 200 \text{万円}$ ですが、 $10 \text{ (kW)} \times 10 \text{万円} = 100 \text{万円}$ に該当するため、補助額は100万円となります。

6 事業採択申請書の提出

(1) 採択申請書

本補助金の交付を希望される事業者は、採択申請書（様式第1号）を1部持参のうえ提出してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間は郵送での提出を受け付けます。

なお、添付書類は以下のとおりです。

①事業計画書（様式第1号別紙1）

※事業計画書は「発電設備」「熱利用設備」「バイオマス燃料製造」「革新的なエネルギー高度利用技術」「蓄電池単体」「次世代自動車+V2H」に分かれており、それぞれ様式が異なります。設置する設備に応じた様式をご使用ください。

※「福祉施設等」として申請する場合は、「災害時に地域の避難所となり得る施設の概要」の記入が必要です。

②事業経費内訳書（様式第1号別紙2）

③直近2年間の財務諸表

④事業活動の内容を記した書類（会社案内パンフレット等）

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

(2) 募集期間

募集期間は令和2年10月1日（木）～令和2年12月25日（金）17時までです。（必着）

募集期間中は随時受け付けることとし、受付順に審査および採択を行う予定です。申請額が予算額に達した場合は、その時点で募集を締め切ります。

◆留意事項

・予算等の都合上、採択とならない場合や補助額が申請どおりにならない場合があります。

7 交付申請

採択の通知を受けて本補助金の交付を申請される事業者は、交付申請書（様式第2号）を1部提出してください。（提出方法は採択申請時と同様。）提出期日は、採択の結果通知においてお知らせします。なお、添付書類は以下のとおりです。

①事業計画書（様式第1号別紙1）

②誓約書および役員名簿（様式第2号別紙1）

③申請者の登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）またはそれらに相当するもの

④県税の納税証明書（未納がないことの証明）

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◆留意事項

・採択申請時に提出した内容から変更がある場合は、上記のほか、変更内容を説明する書類を添付してください。なお、軽微な変更以外は認められません。

- ・事業計画書については、事業採択申請時に提出した内容から変更がない場合は、交付申請書への添付を省略することができます。

8 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ②事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けてください。

9 実績報告

補助事業が完了（事業費の支出を含む。）したときは、その日から起算して30日以内または令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）を提出してください。なお、添付書類は以下のとおりです。

- ①事業報告書（様式第8号別紙1）
 - ②事業経費内訳書（様式第8号別紙2）
 - ③工事証明書（様式第8号別紙3）
 - ④支出証拠書類の写し（施工業者等との契約書または契約日が確認できる書類（発注書・請書等）、請求書および領収書の写し等）
 - ⑤事業実施の状況がわかる写真（施工中と施工完了後の写真）
 - ⑥導入した機器一覧および仕様、配置図等の資料
 - ⑦（導入した設備が「発電設備」の場合）固定価格買取（FIT）制度に係る発電設備の事業計画認定書の写しまたは電力会社との協議内容がわかる書類の写し
- ◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

10 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

11 事業効果の把握

事業完了後、本事業により設置された再生可能エネルギー等の設備による発電量等について、必要に応じて報告を求める場合があります。

12 財産の処分の制限

補助事業により整備された再生可能エネルギー等の設備のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、法定耐用年数（※）に相当する期間内に処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄）する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13号）を提出し、承認を受けてください。

なお、承認を受けて処分制限財産の処分を行ったことにより収入があったときは、「令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金に係る財産処分による県への納付額基準」により、その収入の全部または一部を県に納付していただく場合があります。

（※）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数

（例）太陽光発電設備 17年

13 事業内容等の公表

本補助金の交付を受けた事業者名、所在地、事業の内容等について、県のHP等において公表します。また、事業所等における再生可能エネルギー等導入の先進事例として、広報等の協力を求める場合があります。

【応募・問い合わせ先】

滋賀県総合企画部エネルギー政策課

〒520-8577

TEL：077-528-3091（ダイヤルイン）

FAX：077-528-4808

E-mail：ene@pref.shiga.lg.jp